

できなかつたというふうなお話でした。例えばこの命令等に従わない、勧告等に従わない場合、ある期間を置いて代執行するということなんですけども、そうした場合、その大仙市の例ではないんですけども、お金がなくて解体できないということに対して代執行して請求するとした場合、お金がない者に請求してもその回収が非常に不可能と感ずる場合があるんです。そうした場合ですね、その工事費とか解体費を、例えば物納でやってもらうとかそういう何か定めが条項に必要なのかなという考えもございます。

あと、今後そういう危険な空き家が相当数増えていくと思われまふけども、前にも述べたことあると思いまふけども、北海道では順次そういう建物を年次計画で解体していつているという例があります。そうした場合、八峰町はそういう何ていうか年次計画的なものはこの解体までのフローの中では示されてないんですけども、何かそういうのはあるのかどうか。その場その場でやはり危険に依じて代執行していくという予定なのか。

あとまた、その今冬は非常に寒冬でありまして、八峰町内にこういう今せっぱ詰まったような状態の建物が、空き家があるのかどうか。その点、3点お願いしたいと思いまふす。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めまふ。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 今のご質問にお答えしまふ。

大仙市のような事例は、まだうちの方では4月からの施行ですので、うちの方で今差し当たり始める段階において、八峰町内にどのくらいの空き家があつて、どのくらいの不備な家があるか、その台帳づくりが一番最初の仕事かと考えてございまふ。新聞等でご承知のとおり、消防署の方で把握している数字はございまふ。消防署の方でつかめてる数字は、八峰町内で270軒、空き家があります。管理不全な、余り手をかけないような家が八峰町全体で20軒ございまふ。これは去年の4月1日現在の数字でございまふ。ですから、町で調査した資料がございまふせんので、これらを参考にしてまふず空き家の情報をまとめたたいと考えてございまふす。

代執行までのお金に関しては、行政代執行法の中でお金のない方については国税徴収法によって差し押さえとかそこらが規定されてございまふ。これは代執行法の中で載つてございまふす。

以上ですが、もう一つ……。

○10番（佐藤克實君） 代執行の計画は……。

○町民生活課長（金平公明君） それは、計画に関しては、先ほども言いまふましたが、うち

の方の台帳が出来次第、検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 空き家の定義づけと、それから所有者不明の場合、2点についてお尋ねいたします。

ここでは、空き家とは常時無人の状態にあるもの及びその敷地をいうということで定義づけているんですが、常時無人であっても近くに定期的に管理されている親戚だとかそういう場合、いる方がおられる場合、それでも空き家とみなすのかどうかということが1点と、それから、これはあくまでも所有者が明らかになっている場合を対象とした条例なんです。問題なのは、所有者が不明な場合だとか、それから相続の関係でなかなか複雑で所有者が定まらないというような場合、むしろそのような状態の建物が管理不全状態になりやすいのではないかという感じがする訳です。そういうその所有者が明らかになってないその建物についてはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 最初の1つ目の質問でございますが、空き家の隣の親戚の方が管理しているような状態も一応空き家としてカウントしていく考えでございます。ですから、そういう家は適正に管理されている家だと解釈しますので。家がなくても更地の状態で管理されてない場合は、それも敷地の中でカウントしていきたいと考えています。

それから所有者のわからない場合ですが、それはこの後、うちの方でも税務課の資料とかそういうやつを見ながら台帳を作成したいと考えていますので、まずそこから始めないと所有者がいるかどうか、魁新聞報道にも載っていましたが、うちの方で調べたものがございませんので、そこからまず始めたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。3番柴田正高君。

○3番（柴田正高君） 今の説明を受けてなんですが、この条例は4月1日から施行されるものですよね。それで、これから税務課と協議して所有者を明らかにするとかね、仮に税務課と協議しても、この相続がはっきりしない、それこそ何代も前の人の名前になって、それこそ相続人が不特定多数の場合や何かも当然考えられる訳ですね。当然そうい

う諸々のことを想定して、本来であればこういう条例を制定するのが本質だと思うんですよ。それこそもう4月1日から施行されるんですから。それから、それこそ、これから担当の方と協議して云々というのは、ちょっと時期が遅いんじゃないでしょうか。私はそう思いますけども、その点についてもう一度説明してください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えします。

いずれこの条例を発足させることによって、これから様々なケースが想定されます。ただ、現時点で実態的な調査をきちんとして、今言ったいろんな想定を必要なものはですね、お宅の主張どおりわかりますけども、ただ現実処理の問題で、例えば空き地に虫が発生しているとか、或いは風が強風のために放置されている物が飛んでくるとかですね、いろんなそういうものが町民から寄せられているケースもあります。従って、今の中では全然こういうものの裏づけがないので、全く手をつける訳にいかない状況があります。そういうことも踏まえながら、この条例を一つの起点にしながら、もう少し詳しく調べるものは調べて、それからまた、今、柴田さんがおっしゃるようないろんなケースが想定されますけども、それについてはまたそういうものを踏まえながら、いろいろまた肉づけをしながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 第2条のウの場合ですけれども、これは非常に具体的に書いてますので、場所も考えてそういうところがあるということで書かれたと思うんですが、それで第7条のところ、職員に必要な場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができるということで、専門的な知識を有する者を同行させて、それで客観的な判断を求めるというふうなことですけれども、これは全面的に町の方でかかわってこれを判断して、どういうふうな状況にするか、これかなり2年も前から町の方にいろんな形で要望出されたと思うんですが、なかなか自治会長の方に言ってもいろんな個人的なことなのでできなかったということで、今これを出されたことは大変前向きでいいと思うんですが、最初からこれやってれば、草刈りをしている状態であればそんなに手もかからなかったと思うんですが、今はもう林になってしまって林の中にもう何がいるかわからないような状態で、周りからもかなりの苦情が来ているような状態なんですけれども、これを客観的な判断を求めるといことは実際どのようにされて、専門的な知識というふうな、有する者ということはどういうことなのかもう少し、具体的にこのウの場合が出

てますので、ウの場合に関してどのように対処するおつもりなのか教えてください。

○議長（須藤正人君） 答弁を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） ウの件ですが、私方もいろいろ勉強している訳ですが、虫とか、名前もわからない虫とかもおります。そういう状態ですと、何薬を使ってもいいか、農協さんとかにも聞いてやってるんですが、やっぱり私方だけでは判断できませんので、そういう虫とか害虫関係についてはやっぱり専門の知識を持った方から見てもらわないと対応できないと考えています。

それからイに関しても、私方は専門ではございませんので、大工さんとかのそういう建築関係に詳しい方に一緒に見てもらって、それで対応したいと考えてございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。10番佐藤克實君。

○10番（佐藤克實君） これ直接関係あるのかわかんないですけども、現在でもやっぱり台風来たりすれば建築資材が飛散したりしてる訳ですよ。でもやっぱり今、見上議員からも話あったように何か住民があんまり手かけられないという状況にある訳ですよ。そうしたやっぱり切羽詰まった段階、代執行やるまでは時間かかるんで、その事前の段階でその飛散した資材を応急的に行政として何かしら手立てできるのか。台風で屋根のトタン飛ばされたりすれば消防署さんとか出てね、何かロープかけたりとか処理したりしてる訳ですけども、そういうことになるんでしょうか。その辺もし、おわかりでしたら。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） 今、今回皆さんの方にこの条例提案したんですけども、これ我が町だけでなく秋田県、県の方も考えてますし、それから各町村も考えてます。なぜこういうふうなものを作るかといいますと、いわゆるこの少子高齢化の中で、どこの町村もみんな空き家が増えてきちゃったと。それで、例えば今回の雪の多い年でありますと雪害とかあって、しかし、それに誰も手をかけれないと。それから、その防犯上のいろいろな問題もあると。それから、景観の今話もありました。そういう中で、ただ、どこの町村もみんな今条例作ってきてるんですけども、問題はその代執行まで踏み込むのかどうかというところなんです。それで半分ぐらいは大体代執行までは盛り込んでないし、うちの方では今回、代執行まで盛り込みました。ただその作った条例が形骸化するんじゃないかと、やっぱり最終的にどうしても、本来であればそこの所有者といいますか、その人がそれをやってもらうのが前提なんですけども、どうしてもできなくて、それも景観

上とかね、それから防犯上とかいろいろな問題ある場合は、最終的にはもうやっぱり代執行で行政でやらざるを得ないんじゃないかということで、そこまで盛り込まなければ、ただその名前を公表したり指導しただけではね、うまくないんじゃないかということで、今回、我々は代執行まで盛り込んだと、そういうことでありますので、ただ今言いましたように、代執行するといいますが、そこまで行くためには勧告から指導からいろいろやっていって、最終的に代執行する場合にもちゃんとどのぐらい経費かかってどうですよというのをちゃんと告知してからでないとやれないというふうな法律になっていますので、現実問題はやっぱり代執行までいくというと、今、民法の25条の不在者の財産の問題の関係もあってね、なかなか実際難しいと。ですから、本来我々はもうそこまで行くまでは一生懸命個人でやってくださいって指導していくんですけども、どうしてもそれを幾ら指導してもやらない場合に、やっぱり周り、地域全体のことを考えて行政がやらざるを得ないものについては代執行でやりますよと。そのかわり、やった分についてはきっちり請求しますよと。それで先ほど言ったとおり国税徴収法とかそういうものの次に位置づけるような感じで、その何ていいますか、特別取るようなね、そういうふうな権限のあるぐらいのあれですので、ただ問題は、そこまで、代執行まで踏み込むのがいいのか悪いのかという話であって、いずれこれはやっぱり空き家条例というのは作らなくちゃいけないと思いますし、行政がただ代執行までやるというふうにするのかしないのかという、もしやっぱりするべきだっていうんであれば何とか皆さんからご理解いただいて、この条例を何とかひとつ承認していただければと思います。宜しくお願いします。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。10番佐藤克實君。

○10番（佐藤克實君） ありがとうございます。

ただ私先ほど質問したのは、その代執行まで至る前の応急的な措置。やはり所有者がすぐそばにいない、連絡とれない、そうした場合、やっぱり台風になって屋根が飛散したり外壁が飛散したりして、非常にやっぱり困っている住民がある訳だよ、現にね。ですから、そういう時の応急措置的な措置がね、何かしら関連して考えているのかっていうことなんですよね。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。伊藤副町長。

○副町長（伊藤 進君） 何でこれ各町村で代執行まで盛り込んだり盛り込まなかったりするかというと、これ今言ったとおり全部何でもこれ危ないの代執行でやっていきます

と大変な経費かかる訳です。それを回収できない場合に、もう大変な町負担といいますか、その負担になるものですから、あえて代執行まで踏み込んでないというのが大体大方だと思います。今言ったとおり、やっぱり町の中で危険なところがあるところはそういうのはね、今言ったとおり行政そう簡単にそんなに他人の財産に手かける訳にはいきませんので、その辺はやっぱり我々も各自治会等にね、そういう危ないものについてはできるだけ共助といいますか、自分方でその地域で協力してできるものについてはね、例えば草刈りとかその雪下ろしとかね、そういうのをやっぱりお願いできるものはお願いして、そういう中であえてその代執行まで持っていかなくても、もし地域の中でみんな協力してできるものはやっていって、やっぱりどうしてもそれもできないし、やっぱり公費を使ってやらなくちゃいけないというものについてはね、これはやっぱり本人に請求しながら公の我々がやっていくと。ですから、何て言ったらいいのかな、あくまでもこれは最終手段として代執行をやるという話であって、何もかんでも代執行でやるっていうふうなあれではありませんので、要するにお金のかかる話ですから、これ勝手にやったほかに、「なして勝手にやったの？」ってしゃべられればこれも大変なあれですので、そのところは何とかひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。10番佐藤克實君。

○10番（佐藤克實君） 代執行の意味は理解してるつもりなんですけども、その各自治会でも相談されても対応できないような状況。結局、代執行する、もうずっと以前の問題で、やはりその建築資材が飛散したりして困ってても自治会としても簡単に手を出せないような状況にあるんで、そうした場合の対応方なんですよね。ですから、大きな問題であれば消防署さんで、テレビ見たりしてると来てトタンを片づけるとか外壁を寄せるとかっていう対応をしてるんですけども、それはどういうその状況の中でやってるかわかんないですけども、行政としてその代執行のずっと前の話で、代執行は最終的な方向なんですけども、その事前の問題として簡単なその屋根が飛散した、物が飛んでくる、子供さん方に危ないとかというその時点での対応の問題で再度質問してるんですけども。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

日常的にですね、どんなケースが発生するかわからない訳でございます。だから、今この場で大丈夫ですよと、そういうことは全て町で責任持ってやりますよということもまた言い切れない要素があります。というのは、やっぱりそのケースの防災上の問題と

かいろんなケースがございますから、それを放置することによって、もう周辺の家が危ないとかという状態になると、果たしてこれが関係ないからとそのままにしておくという状態にもなりきれないと思いますので、そういったケースを考えて町の方でもそこら辺は十分見極めをしながら対応はしていきたいと思っています。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。6番 腰山良悦君。

○6番（腰山良悦君） ちょっと2点ばかり質問をします。

第2条の用語の意義なんですが、この所有者等とありますけれども、この所有者とまた管理する者ですか、それを管理する者というのは同等の義務があるということで解釈してよろしいでしょうか。

それと勧告、それから命令ですか、これ期限を定めて措置を講ずるとありますけれども、ちなみにこれどのくらいの何ですか、期間をあれして勧告、命令するのか、その点教えていただきたいと思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 今のご質問にお答えします。

所有者と管理者の質問ですが、所有者は亡くなっても登記とか替えてない場合は所有者はそのまま残っていると考えます。ですから、いない場合は管理人、おそらく納税管理人が定まっているかと思いますが、その方を考えてございます。

○6番（腰山良悦君） それは同じ。

○町民生活課長（金平公明君） そうです、そうです。

○6番（腰山良悦君） 同じということだすべ。

○町民生活課長（金平公明君） そうです。

それから期限ですが、先ほども町長も言っているように、その個別の案件を見ないと、この方の調査行ったり、その調査の内容、実態調査から始まっていろいろな物件を見ないとわかりませんので、その物件を見ながら期限とかそういうやつは定めたいと考えてございます。差し当たり1カ月とか3カ月とかそういう規定は考えてございません。あくまでも条件を見ながら検討したいと考えてございます。

以上です。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(須藤正人君) 異議なしと認めます。従って、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第6号、八峰町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。小林税務課長。

○税務課長(小林孝一君) それでは、八峰町税条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律、また、地方税法の一部を改正する法律等が交付、施行されたことにより改正するものでございます。

次のページをご覧ください。

まず最初に第95条であります。これは一般のたばこ税の1,000本当たりの税率の改正です。「4,618円」を「5,262円」、644円引き上げるというものです。この分、県のたばこ税が引き下げられます。

附則第7条でございますが、これは町民税の分離課税、特に退職者の課税における特例を廃止するというものです。

附則第14条の2でございますが、これはやはりたばこで、旧3級品のたばこでございます。「2,190円」を「2,495円」、305円引き上げるというものでございます。

附則第20条でございますが、これは雑損控除、特に大震災による雑損控除の見直しでございます。災害関連支出、3年間の分を認めるというものでございます。

それから、第23条、これは個人の町民税の均等割の税率の改正でございます。平成26

年から35年まで、均等割額に500円をプラスするというものでございます。

附則でございますが、施行期日です。附則第7条、これは退職の分離課税の特例でございますが、この廃止というのは平成25年1月1日以降の分でございます。それから、第2号の95条、それから附則第14条の改正規定、これはたばこに関するものですが、これは平成25年4月1日以降の売渡しに関するものに適用されていきます。

説明は以上でございます。宜しくお願いします。

○議長（須藤正人君） これより議案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 個人の町民税の税率の特例のところ、町民税が500円、それから県民税が500円ということで、国の方から500円ずつということで10年間ということが出されてるんですけども、この説明資料の中の県民税のところ、水と緑の森づくり税800円を含むということが書いてますけれども、これについてちょっと説明をお願いします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） この一般的にはですね均等割というのは、市町村民税は3,000円、それから府県民税は1,000円となって、合わせて4,000円、これが全国的に一般的な均等割の額でございます。ただ、秋田県の場合は、この水と緑の森づくり税800円というのを秋田県が特別に均等割に上乗せして賦課している。そういうことでこの800円というのがプラスされています。ですから、実質的に均等割は現在1,800円。正確に言うと均等割ではないんですけども上乗せされているので、均等割の額のところで1,800円と言っています。それが2,300円になる、そういうことでございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 反対討論を行います。

復興財源は国の方で23兆円、そして各市町村から出された要望は30兆円と言われております。復興財源は所得税、個人税、たばこ税、増税期間は当初10年、それから個人税は5年ということでしたけれども、11月の3党合意でこれが10年、個人税が10年で、ほかの方は25年というふうになりまして、これで、この金額がどのくらいになるかちよっ

とあれですけども、そのほかに法人税がこれで25年間で17兆6,000億円の減税になっているんです、法人税が。で、増税見込んで8兆円ですけども、この30兆円というお金はもうそもそもこれは出てこない訳です。これをどこかに求めるかということで今消費税ということに安易にいつていますけれども、復興増税だけでは唯一財源調達方法ではなくて、不要不急の公共事業とか、それから思いやり予算、それから法人税減税を見直す、こういう点だけでも10兆円のお金が見出せます。こういうふうなことで安易にこの復興税を庶民に求める、こういうやり方には私は反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立多数です。従って、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第7号、八峰町公民館条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。米森生涯学習課長。

○生涯学習課長（米森博孝君） 議案第7号、八峰町公民館条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございます。「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」で一部改正された社会教育法により、基準を明確にして、地域の実情に応じたいっそう幅広い分野の者が公民館運営審議会委員となることが促進されるようにするため改正するものであります。

次のページを見ていただきたいと思います。

八峰町公民館条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「関係者」の次に「、家庭教育の向上に資する活動を行う者」を加え

る。

この条例は、24年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 家庭教育の向上に資する活動をする者ということですが、そういう活動をしている団体が今どういうふうな団体があるのかどうなのか。当然、女性を起用してほしいと思うんですが、今現在の委員のメンバーで3割の女性が入っているのかどうなのか、その辺を教えてください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。米森生涯学習課長。

○生涯学習課長（米森博孝君） ご質問にお答えします。

家庭教育といわれるものは、いわゆる両親や家族によって行われる教育ということで、子供のしつけ、親が家庭内において今後生きていくためのしつけをするというのが家庭教育ということですので、今言われている団体という、言われていますけれども、うちの方に10名の方がおまして、その中に教育者、学校、校長会から1名、元教員が1名おますので、そういう方はいるということでご理解いただきたいと思います。

それから、メンバーには女性が2人入っております。10人中2人入っておりますので。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 家庭教育の中に校長先生とか元教員が入っているということで家庭教育とみなしているようですけれども、是非これを幅広く、家庭教育に携わる素人のお母さん、素人のお母さんって、まあ子育てをしている母親、こういう人も是非入れてほしいと思います。

それで、10人中2人が女性ということですので、男女共同参画からして3割を目指して、是非3割の女性を入れてほしいと思います。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。米森生涯学習課長。

○生涯学習課長（米森博孝君） 大変な意見、ありがとうございます。ここは検討してまいりますので、宜しくお願いします。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第8号、八峰町保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。加賀谷幼児保育課長。

○幼児保育課長（加賀谷敏一君） 議案第8号、八峰町保育所条例の一部を改正する条例制定について、説明いたします。

八峰町保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案の理由でございます。厚生労働省から示された、「控除廃止」、扶養控除の関係です。「影響を受ける費用徴収制度等に係る取扱いについて」の技術的助言に基づいて、所得税及び個人住民税の扶養控除の廃止等による保育料への影響を可能な限り生じさせないため改正するものでございます。

内容については次のページをお開きください。

保育料の算定については条例の別表第2の中に規定されておりますけども、その中に、下の第4項を新たに付け加え、関係する項目番号を改正するものでございます。

内容は、第4項、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による保育料に与える影響を可能な限り生じさせないよう、1、2及び3、1は住民税の関係、2は所得税の関係、3は子供さんの年齢の関係でございます、により計算された税額を調整するものとする。具体的には、改正前の扶養控除を適用して税額を再計算すると、こういうふうな内容でございます。

4月1日からの適用でございます。

以上、宜しくお願いいたします。

○議長（須藤正人君） これより議案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 質疑がないようですので、これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） 異議なしと認めます。従って、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第9号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 議案第9号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、ご説明いたします。

八峰町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年3月6日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、第5期計画の中で平成24年度から26年度の3年間の介護保険料を定める改定でございます。

次のページをご覧ください。

内容につきましては、保険料の1段階から6段階の方の保険料でございます。1つ目が、第2条第1項各号列記以外の部分中「21年度」を「24年度」に、「平成23年度」を「26年度」に改めるものでございます。同項1号中、これが第1段階の方です。「2万4,900円」を「2万6,400円」に改めます。それから、同項第2号中、これ第2段階の方です。「2万9,880円」を「3万1,680円」に改めます。同項第3号中、これが3段階の方です。「3万7,350円」を「3万9,600円」に改めます。同項第4号中、これが第4段

階の方です。「4万9,800円」を「5万2,800円」に改めます。それから、同項第5号中、これ5段階の方です。「6万2,250円」を「6万6,000円」に改めるものです。同項第6号中、これが第6段階の方です。「7万4,700円」を「7万9,200円」に改めるものです。同条第2項中「21年度」を「24年度」に改め、「23年度」を「26年度」に改めるものです。

それから、「200万円」を「190万円」に改めるというものは、5段階と6段階の所得制限の部分を200万円から190万円に改めるというものでございます。

この施行は、4月1日から施行するものです。

ちなみに保険料でございますが、前にもご説明したとおり、被保険者等の軽減を図るため、町の基金を6,600万円を繰り入れて計算されたものでございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） これより議案第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。
2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 国の方では介護保険の県の積立金、財政安定化基金を保険料値上げがどうしても出てくるので、それを取り崩してもいいというふうなことが国の方から出てくると思うんですが、県の方ではこれを行うような通達とか情報がありますでしょうか。

それと、説明の中で30床、特養を増やすというふうなことでしたけれども、これは具体的にどこにどのように増やす予定なのか、そこを教えてください。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。金平町民生活課長。

○町民生活課長（金平公明君） 今、6,600万円の町の基金は説明いたしました。県からの指示で、被保険者の財政安定化基金8,816万円も財源の充当してございます。保険料には繰り入れてございます。

それから30床増床の部分でございますが、これはふくし会の方へ、これらの要望でございまして、30床の増床の部分は松波苑を計画しておるものでございます。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。2番見上政子さん。

○2番（見上政子さん） 反対討論を行います。

町の方で6,600万円の基金を取り崩して保険料の値上げ幅を小さくしてるということは、これは大変評価をいたしますけれども、先ほど言われたように県の安定化、基盤財政安定化基金を取り崩して県の方からもできるというふうなことです。市町村で、今回他町と比べると値上げ幅が少ない、これはいいんですが、やはりこれをもうちょっと努力して、非常に少ない値上げ幅であるならば、これをあえて値上げする必要がなかったのではないかと。介護保険でも国保でも一般会計からの繰り出しを行っている町村もかなりあります。是非これを行うことによって私はこの値上げをする必要がなかったのではないかとということで、私は反対をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。7番皆川鉄也君。

○7番（皆川鉄也君） 私は原案に賛成する立場での討論に参加をいたします。

介護保険、ご承知のように年々高騰いたしております。従って、保険料の増加というのは、これ致し方ないだろうと私は判断をいたします。しかし、当局の努力によって最小限の値上げに食い止めておるということは、大変評価していいんじゃないかなという具合に思います。従って、この程度の保険料であれば、町民の皆さんからも十分理解できる数字だろうという具合に判断をいたします。従って、私は賛成をいたします。

○議長（須藤正人君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須藤正人君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。この採決は起立で行います。本案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須藤正人君） 起立多数です。従って、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第10号、八峰町工場誘致条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤産業振興課長。

○産業振興課長（須藤徳雄君） 議案第10号、八峰町工場誘致条例を廃止する条例制定についてをご説明いたします。

八峰町工場誘致条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。